

関係各位

阿見町総務部管財課

**平成31年度入札契約制度の一部改正について
(最低制限価格制度及び低入札価格調査制度)**

本町における入札契約制度については、様々な改善に取り組んでいるところですが、その透明性・公正性・公平性・競争性のより一層の向上を図ることを目的に、平成31年4月から下記のとおり一部を改正することとしたので、お知らせします。

記

1 建設工事に係る最低制限価格制度及び低入札価格調査制度の一部変更

阿見町最低制限価格制度事務取扱規程（以下「最低制限取扱規程」という。）及び阿見町低入札価格調査取扱要綱（以下「低入札価格調査取扱要綱」という。）の規定について、以下のとおり算定方法等を一部変更します。

(1) 最低制限基本価格の算定方法（※詳細は阿見町最低制限価格制度事務取扱規程を参照）

①土木工事等

例 道路改良, ほ装, 路面標示, 上・下水道, 下水道(電気・機械)設備, 造園 等

ア 直接工事費×~~0.95~~ ⇒ **0.97**に変更

イ 共通仮設費×0.9

ウ 現場管理費×~~0.8~~ ⇒ **0.9**に変更

エ 一般管理費等×0.55

以上の合計額（ア+イ+ウ+エ）

②建築工事（電気設備工事・機械設備工事・外構工事含む）

例 建築主体, 建築(電気・機械)設備, 外構, 塗装, 防水, 解体 等

ア 直接工事費×0.9×~~0.95~~ ⇒ **0.97**に変更

イ 共通仮設費×0.9

ウ (現場管理費+直接工事費×0.1)×~~0.8~~ ⇒ **0.9**に変更

エ 一般管理費等×0.55

以上の合計額（ア+イ+ウ+エ）

③昇降機設備工事その他の製造部門を持つ専門工事業者を対象とした工事

例 昇降機設備 等

ア 直接工事費×0.8×~~0.95~~ ⇒ **0.97**に変更

イ 共通仮設費×0.9

ウ (現場管理費+直接工事費×0.2)×~~0.8~~ ⇒ **0.9**に変更

エ 一般管理費等×0.55

以上の合計額（ア+イ+ウ+エ）

④その他

特別なものについては、上記（1）から（3）の算定方法にかかわらず予定価格の7/10から9/10の範囲内で適宜設定します。

※最低制限基本価格は、予定価格の7/10から9/10の範囲内で設定します。

上記により算定した価格が予定価格の9/10を超える場合にあっては予定価格に9/10を乗じて得た額とし、7/10に満たない場合にあっては予定価格に7/10を乗じて得た額とします。

(2) ランダム係数の決定方法及びランダム係数表の変更

ランダム係数の決定については、最低制限取扱規程別表の横軸を阿見町事務決裁規定に基づく専決権者が入札開札日までに専用システムにて「くじ引き」のうえ決定し、縦軸は入札立会者が入札会場で専用システムにて「くじ引き」のうえ決定するものとします。

ランダム係数表については、縦軸・横軸を別々に決定することから、係数を完全にランダムな配置とし、縦軸・横軸ともに合計数を平準化して、どの軸を引いても係数のばらつきがでるようにします。

(旧) ランダム係数表

	1	2	3	4	5
1	<u>0.9950</u>	<u>0.9954</u>	<u>0.9958</u>	<u>0.9963</u>	<u>0.9967</u>
2	<u>0.9971</u>	<u>0.9975</u>	<u>0.9979</u>	<u>0.9983</u>	<u>0.9988</u>
3	<u>0.9992</u>	<u>0.9996</u>	<u>1.0000</u>	<u>1.0004</u>	<u>1.0008</u>
4	<u>1.0012</u>	<u>1.0017</u>	<u>1.0021</u>	<u>1.0025</u>	<u>1.0029</u>
5	<u>1.0033</u>	<u>1.0037</u>	<u>1.0042</u>	<u>1.0046</u>	<u>1.0050</u>

(新) ランダム係数表

	1	2	3	4	5
1	<u>0.9992</u>	<u>0.9963</u>	<u>1.0050</u>	<u>0.9996</u>	<u>1.0000</u>
2	<u>0.9988</u>	<u>1.0029</u>	<u>0.9950</u>	<u>1.0021</u>	<u>1.0008</u>
3	<u>1.0012</u>	<u>1.0004</u>	<u>0.9958</u>	<u>0.9979</u>	<u>1.0037</u>
4	<u>1.0042</u>	<u>0.9954</u>	<u>1.0033</u>	<u>1.0025</u>	<u>0.9983</u>
5	<u>0.9967</u>	<u>1.0046</u>	<u>1.0017</u>	<u>0.9971</u>	<u>0.9975</u>

(3) 調査基準価格の算定方法 (※詳細は阿見町低入札価格調査取扱要綱を参照)

①土木工事等

例 道路改良, ほ装, 路面標示, 上・下水道, 下水道(電気・機械)設備, 造園 等

ア 直接工事費×~~0.95~~ ⇒ 0.97に変更

イ 共通仮設費×0.9

ウ 現場管理費×~~0.8~~ ⇒ 0.9に変更

エ 一般管理費等×0.55

以上の合計額 (ア+イ+ウ+エ)

②建築工事 (電気設備工事・機械設備工事・外構工事含む)

例 建築主体, 建築(電気・機械)設備, 外構, 塗装, 防水, 解体 等

ア 直接工事費×0.9×~~0.95~~ ⇒ 0.97に変更

イ 共通仮設費×0.9

ウ (現場管理費+直接工事費×0.1)×~~0.8~~ ⇒ 0.9に変更

エ 一般管理費等×0.55

以上の合計額 (ア+イ+ウ+エ)

③昇降機設備工事その他の製造部門を持つ専門工事業者を対象とした工事

例 昇降機設備 等

ア 直接工事費×0.8×~~0.95~~ ⇒ 0.97に変更

イ 共通仮設費×0.9

ウ (現場管理費+直接工事費×0.2)×~~0.8~~ ⇒ 0.9に変更

エ 一般管理費等×0.55

以上の合計額 (ア+イ+ウ+エ)

④その他

特別なものについては, 上記(1)から(3)の算定方法にかかわらず予定価格の7/10から9/10の範囲内で適宜設定します。

※調査基準価格は, 予定価格の7/10から9/10の範囲内で設定します。

上記により算定した価格が予定価格の9/10を超える場合にあっては予定価格に9/10を乗じて得た額とし, 7/10に満たない場合にあっては予定価格に7/10を乗じて得た額とします。

○問い合わせ先

〒300-0392

茨城県稲敷郡阿見町中央一丁目1番1号

阿見町 総務部 管財課 契約検査係

TEL : 029-888-1111(代)

FAX : 029-887-9560

E-mail : kanzaika-ofc@town.ami.lg.jp